

## 第2「みず」

### 第2-2 「かわ」

(河川管理課)

(河川整備課)

(水資源対策課)

# 1 河川の現況

## (1) 概要

日本の国土の70%は山地及び急傾斜地ですが、福岡県は面積の44%が山地部で、平坦部が残り  
を占め比較的平地に恵まれています。この山地を源とする河川は、東は周防灘、西は有明海、北は玄  
界灘及び響灘に注いでいます。本県の一級河川は筑後川をはじめ4水系、二級河川は御笠川、多々良  
川、釣川、紫川、今川をはじめ、52水系があり、合計341河川となっています。

これら河川の整備・管理に当たっては、河川管理者である行政と地域住民等が、それぞれに応じた  
役割を分担し、意見を出し合い、協働することが重要です。

河川には、「河川法」により、その種類や管理者が下表のように定められています。

### ◇ 河川の種類と河川管理者の一覧表 ◇

河川の種類		内 容	河川管理者
一 級 河 川	直轄 管理 区間	国土保全上又は国民経済上特に重要な水系（政令で指定）で国土交通大臣が指定し た一級河川のうち、重要度の高い区間で、国土交通大臣が直接的、全面的に管理す る区間	国土交通 大 臣
	指定 区間	国土交通大臣が指定する区間（指定区間）で大臣の権限に属する事務の一部を都道 府県知事又は政令指定都市の長が行う区間	国土交通大臣 (ただし、事務の一部は知事又は政令 指定都市の長が権 限を行使する。)
二級河川		一級河川に指定された水系以外で公共の利害に重要な関係があり、都道府県知事 が指定した河川	知 事
準用河川		一級河川及び二級河川以外の河川の中から市町村長が指定。河川法を準用する河 川	市町村長
普通河川		河川法の対象とならない河川	市町村長

### ◇福岡県内河川延長◇

種別	水系名	河川数	河川延長 (km)	管 理 区 分		
				国(km)	県(km)	市町村 (km)
一級河川	山国川	6	37.8	0.0	37.8	—
	遠賀川	76	497.3	133.8	363.5	—
	筑後川	86	549.2	106.5	442.7	—
	矢部川	24	218.3	23.2	195.1	—
	計(4水系)	192	1,302.6	263.5	1,039.1	—
二級河川	室見川	12	50.3	—	50.3	—
	那珂川	4	42.3	—	42.3	—
	御笠川	11	48.6	—	48.6	—
	多々良川	14	92.0	—	92.0	—
	釣川	11	55.5	—	55.5	—
	紫川	6	39.0	—	39.0	—
	今川	6	55.7	—	55.7	—
	その他45水系	85	492.6	—	492.6	—
計(52水系)	149	876.0	—	876.0	—	
一級・二級 計	計(56水系)	341	2,178.6	263.5	1,915.1	—
準用河川	一級水系4	176	240.9	—	—	240.9
	二級水系29	85	150.3	—	—	150.3
	単独水系38	45	76.3	—	—	76.3
	計(71水系)	306	467.5	—	—	467.5
合 計	計(127水系)	647	2,646.1	263.5	1,915.1	467.5

※R7.4.30時点



## (2) 河川管理の目的

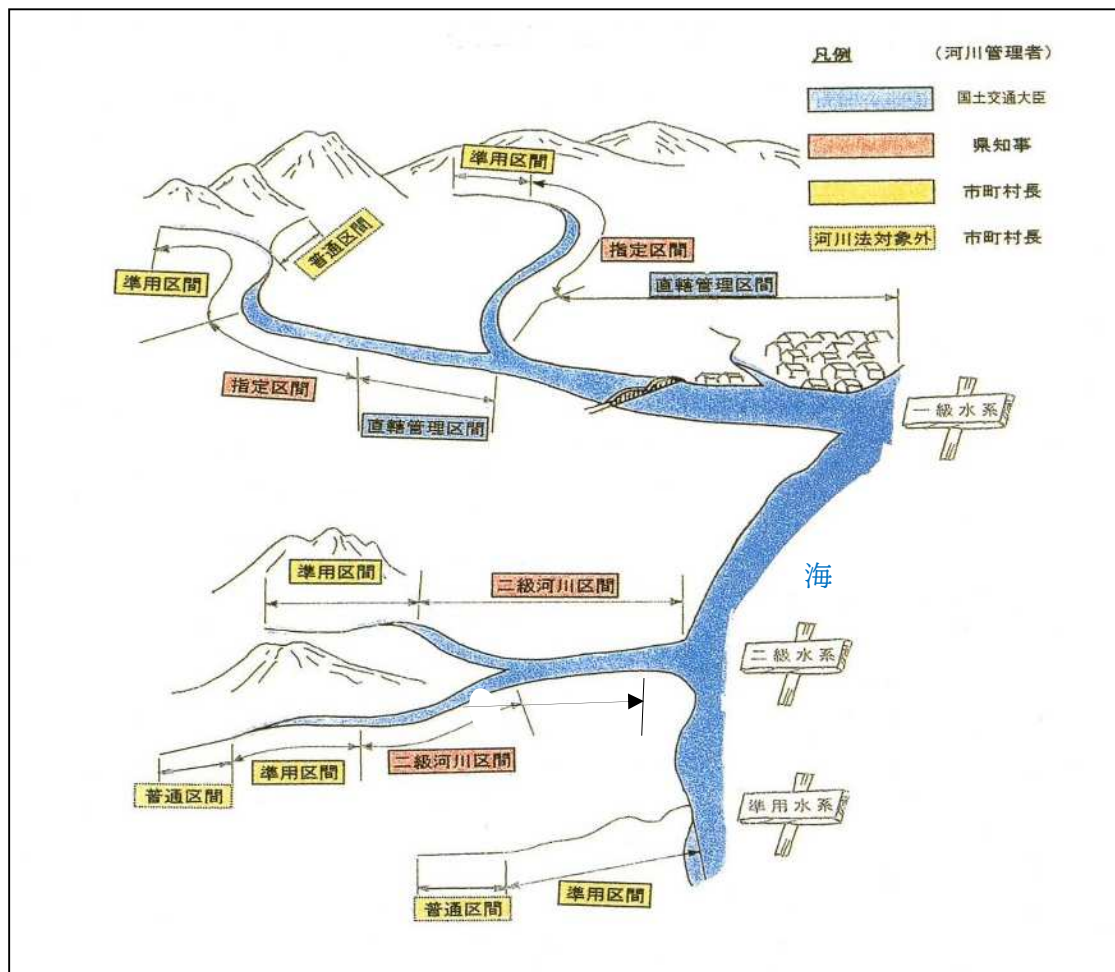
河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。(河川法第1条)

洪水、高潮等による災害発生の防止	ダム、堤防等の河川管理施設の新改築、河床掘削、放水路開削、河川に影響を及ぼす行為の規制 etc.
河川の適正利用	河川流水の占用の許可、河川敷の占用の許可、河川の清潔の維持、河川環境の保全、台帳の調製 etc.
流水の正常な機能の維持	一定水位の保持、河川の自然浄化作用の維持 etc.
河川環境の整備と保全のための総合的に管理	除草、河川愛護活動支援、多自然川づくり etc.

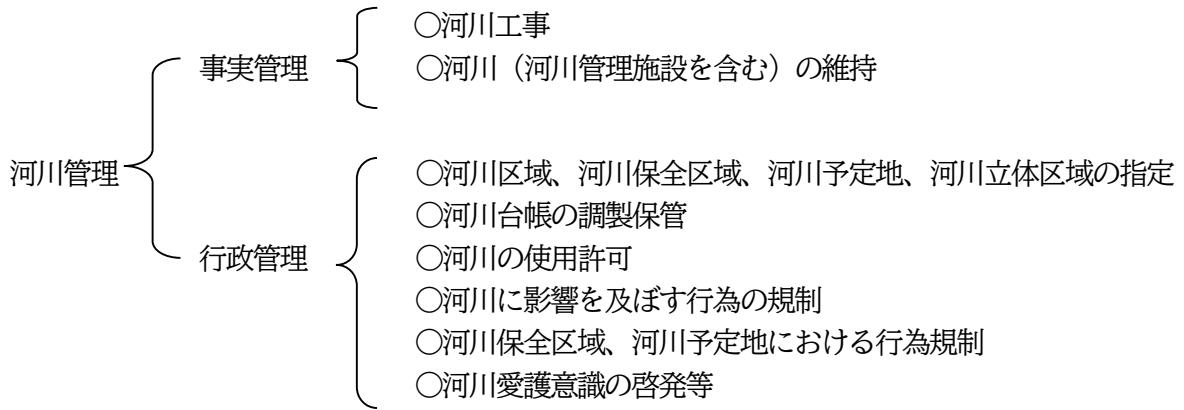
## (3) 河川の管理（水利権、施設の管理）

河川においては、上水道、かんがい、工業用水等の河川の流水の利用や河川区域内の土地の利用、土砂の採取等のような継続的な利用のほか、漁業等との利用関係も存在しており、河川管理者として護岸、堤防等の河川管理施設の維持管理はもとより、これら利用者間の調整を図り、河川の持つ公共用物としての機能を適切に管理することも重要です。また、河川管理施設の中でも、排水機場、水門、ダム等の洪水調節施設は、その効用が長期にわたり発揮できるように、十分な管理が必要となります。

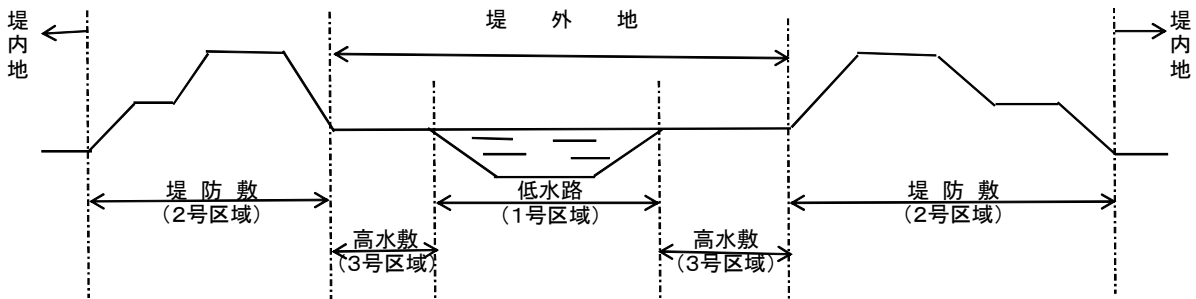
### ◇河川管理の模式図◇



#### (4) 河川管理の内容



#### (5) 河川区域



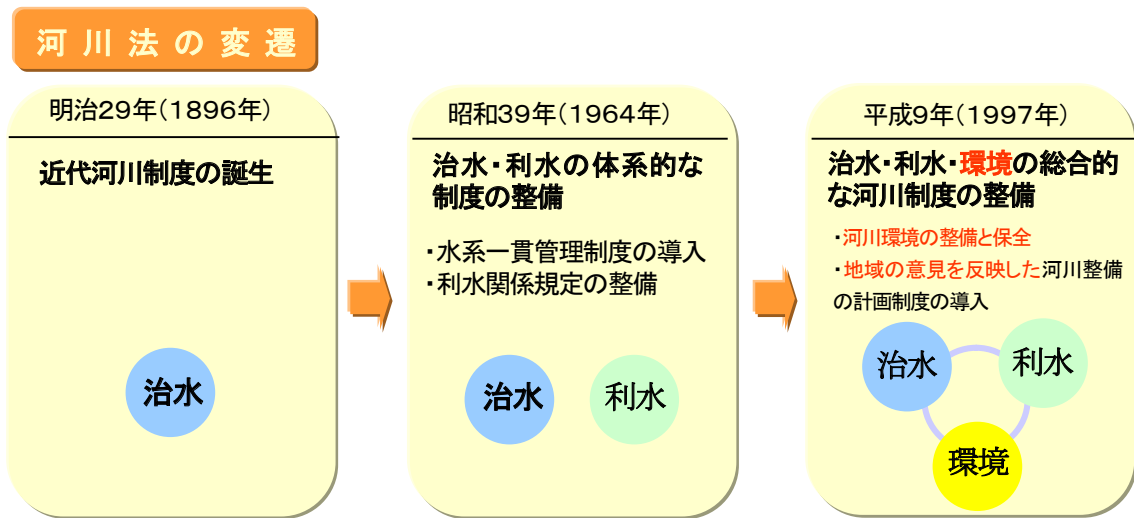
1号区域：河状を呈している土地の区域

2号区域：堤防等の河川管理施設の敷地である土地の区域

3号区域：堤外の土地（堤防より河川側の土地）の区域のうち、1号地と一体として管理を行う必要のあるものとして河川管理者が指定した区域

## (6) 河川法の変遷と改正河川法

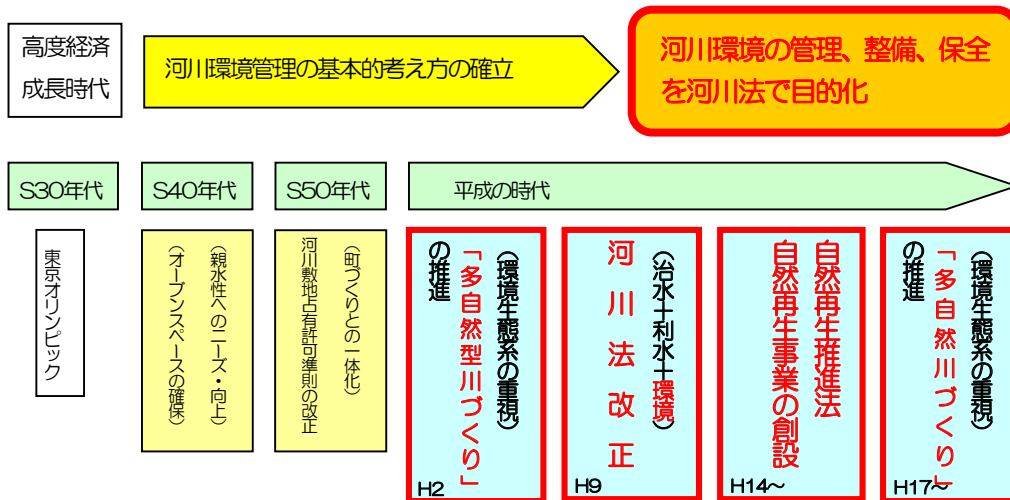
河川法は、我が国で最初の近代的な公物管理制度であり、河川管理についての体系的な制度として明治29年に制定されました。その後、昭和39年に新河川法が制定され、数回の小改正を経て、平成9年に大々的な河川法の改正が行われ、現在に至っています。



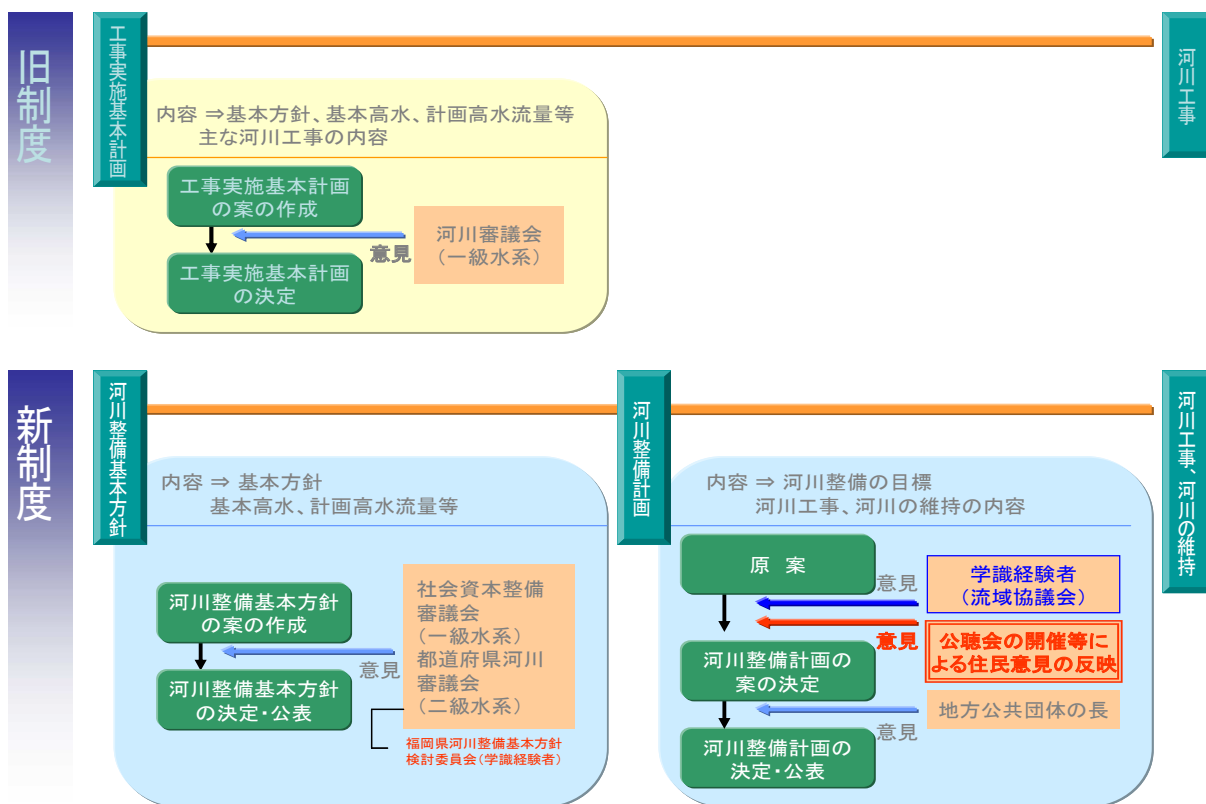
さらに平成25年度には、近年頻発する水害や構造物の老朽化等を踏まえ、新たに「維持」が目的として加えられた「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が公布され、河川管理施設等の維持又は修繕の義務の明確化及び技術的基準の策定並びに従属発電に係る流水の占用の登録に係る改正が行われました。

この背景には、河川環境に対する人々の意識の高まりが挙げられます。更に、河川は貴重な水と緑の空間として人々にうるおいを与え、様々な生物の多様な生息・生育環境を形成するものとしてその役割が大きく見直されています。現在にいたる過程において、河川が地域文化を形成する重要要素であることが再認識され、地域の個性を生かした川づくりが求められています。

### 河川法改正にいたる背景



この河川法改正に伴い、河川の整備計画制度の見直しもなされました。従来は「河川工事実施基本計画」に基づき河川改修等の方針が定められていましたが、改正河川法では、治水・利水のみではなく河川環境面にも配慮した長期的計画である「河川整備基本方針」を定めるとともに、その方針の具体的な実施項目を定めた中期的計画である「河川整備計画」の策定が義務付けられています。

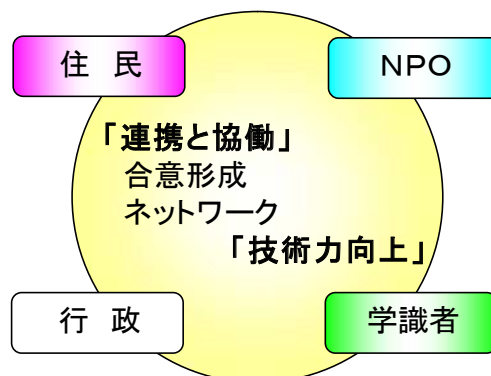


### (7) 今後の河川行政の方向性

河川法の改正や住民、NPO団体、大学との連携等、これからの河川行政は**連携**と**協働**がキーワードとなります。私たちはワークショップなどの場を利用して、色々な立場の人々の意見を聞きながら、事業を展開する必要があります。県では平成16年度から住民との連携推進を目的とした「ふくおか水もり自慢！」をNPO団体と協働で開催しています。

次に、連携や協働をする際に、私たちは、河川管理者として正しい知識を持ち、住民やNPO団体等に対してしっかりと説明をすることが不可欠です。自然の水の流れは常に変化しています。また、河川法の目的の一つである、河川環境の保全に関しては多岐にわたる知識が必要であるとともに、これといった明確な答えがないのが実情です。そのような中で事業を展開していくには個々の職員の河川に関する技術力の向上が不可欠であり、管理者として説明責任を果たす上でも重要だと考えています。そのため、平成17年度から職員の技術力向上を目的とした「川づくり発表会」を実施しています。

今後は、これら**「連携と協働」**と**「技術力向上」**を柱として取り組んでいきます。



方向性のイメージ

## 2 河川災害の歴史

九州は、台風・梅雨前線の影響を強く受ける地域であり、自然災害が繰り返し発生してきました。

福岡県における最も大きな大雨による災害は、昭和28年6月の梅雨前線による大雨災害（西日本大水害）であり、その後も昭和38年の梅雨前線豪雨や昭和47年の豪雨など、度々発生しています。（下表、福岡県における主な自然災害被害統計参照）

近年においては、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化が懸念されており、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨および令和7年8月の大雨等による災害が頻発しています。これらの豪雨により、各河川で流下能力を超える洪水が発生し、河川施設の被害や河川からの氾濫が発生するなど、甚大な被害が発生しています。

福岡県における主な自然災害被害統計

年	災害名称種別	人的被害		建物被害				耕地被害		被害額			
		死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	流出埋没	冠水	公共土木 施設被害	農林水産業 施設被害	その他被害	被害総額
		人	人	戸	戸	戸	戸	ha	ha	百万円	百万円	百万円	百万円
S28	西日本水害	286	1,402	2,150	2,819	92,532	119,127	22,908	54,470				
S38	梅雨前線豪雨	18	10	45	50	10,279	28,745	339	9,078	2,547	1,457		
S47	豪雨	4	31	48	180	3,468	19,071	747	21,362	5,629	6,004		
S48	大雨	28	64	116	173	8,828	27,143	327	2,628	6,453	9,381		
S54	梅雨前線	7	41	34	49	4,392	16,998	973	34,385	16,263	17,925		
S55	大雨	8	28	44	65	2,321	10,969	404	12,363	14,950	23,937		
H2	梅雨前線豪雨	4	19	20	56	1,391	7,105	2,245	10,375	17,740	8,230	6,398	32,368
H3	台風第17号	3	125	7	136	358	1,126	35	844	8,190	5,117	25,424	38,731
	台風第19号	11	766	263	4,042	58	99	3	316	1,387	3,450	110,964	115,801
H11	豪雨	2	6	7	6	1,273	4,890	77	2,534	4,833	3,533	7,251	15,617
H15	集中豪雨	1	14	26	56	3,472	3,489	73	1,053	9,747	5,440	14,191	29,378
H17	地震	1	1,186	143	352	—	—	—	—	19,518	313	11,666	31,497
H21	平成21年7月 中国・九州北部豪雨	10	18	13	11	1,319	4,157	93	1,764	5,319	4,106	10,211	19,636
H24	平成24年7月 九州北部豪雨	4	17	70	432	1,085	4,678	445	3,347	22,156	6,389	23,599	52,144
H29	平成29年7月 九州北部豪雨	39	21	277	831	22	597	51	9	108,161	69,217	16,736	194,114
H30	大雨	3	15	19	230	929	2,461	138	971	14,786	4,158	9,912	28,856
R1	大雨(7月)	—	1	—	1	148	313	5	32	1,373	1,681	1,338	4,392
	大雨(8月)	1	1	6	24	120	349	0.01	155	3,367	1,570	2,907	7,844
R2	令和2年7月豪雨	2	11	14	997	648	1,383	10	3,315	8,643	8,344	11,288	28,275
R3	大雨(8月)	—	3	10	55	360	1,210	4	3,355	4,433	5,102	5,982	15,517
R5	大雨	5	9	29	502	845	2,885	461	2,298	18,722	25,151	16,202	60,075

(注1) 資料：福岡県総務部防災危機管理局防災企画課発行「災害年報」による。

(注2) 「公共土木施設被害」には、県土整備部所管施設以外も含む。

令和5年梅雨前線豪雨による災害



巨瀬川（久留米市）



広川（八女郡広川町）

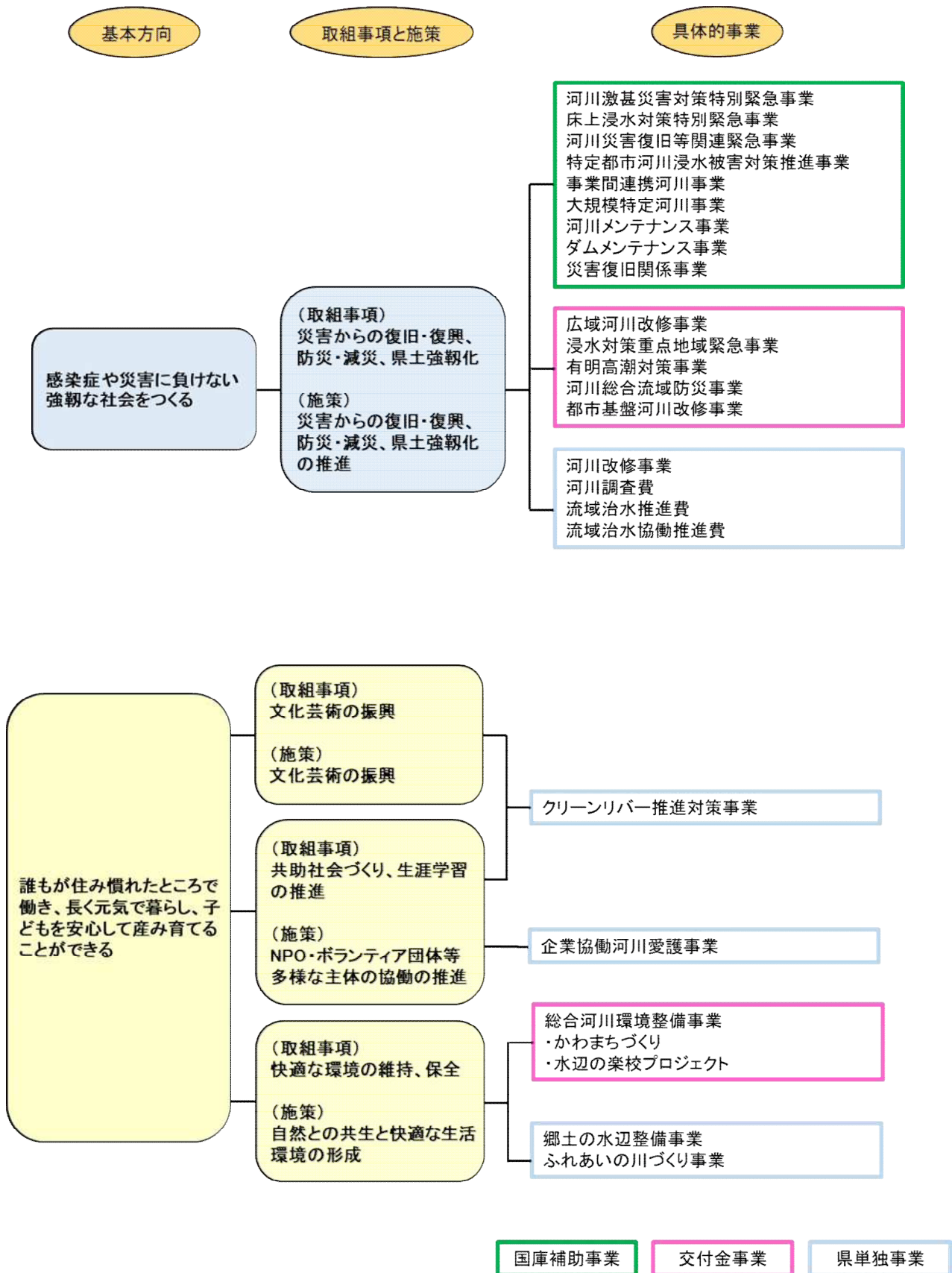
令和7年8月の大雨による災害



本木川（福津市）

### 3 河川事業の施策体系

福岡県では、「福岡県総合計画」に定められている基本方向や、基本方向ごとの取組事項と施策を推進するため、河川に関する具体的事業を実施しています。



## 4 河川事業の概要と目的

### (1) ハード対策

大雨による公共土木施設の被害が発生した河川について、災害復旧事業による再度災害防止に取り組んでいます。また、浸水被害から県民の生命・財産を守るため、河道改修と併せて調節池等の貯水施設の整備など河川の総合的な治水事業を行い、浸水被害の軽減を図ります。

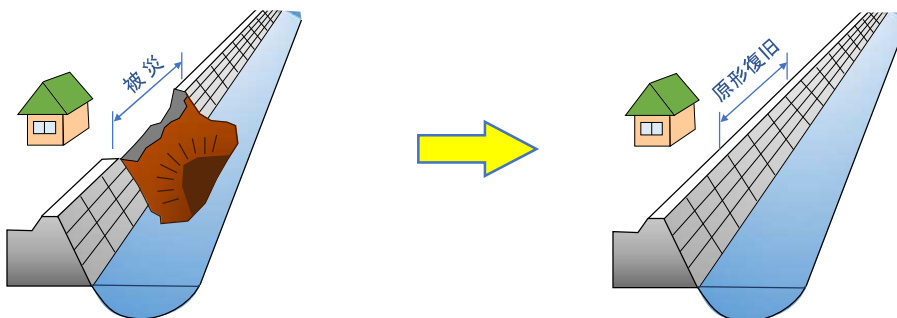
#### ア 災害復旧関係事業

災害復旧関係事業として以下の事業を行っています。

##### ① 河川等災害復旧事業

洪水などの異常な天然現象によって被災した公共土木施設を速やかに復旧します。

災害復旧事業は、「原形復旧」を原則とし、施設が従前に有していた効用を復旧します。



<原形復旧イメージ>



R5災 高良川河川災害復旧工事

##### ② 一定災（河川等災害復旧事業）

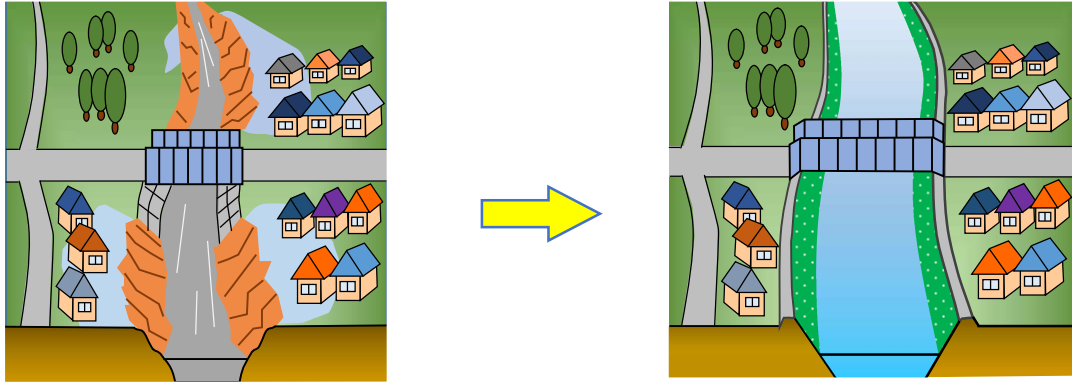
公共土木施設が広範囲にわたって激甚な被災を受けた場合、一定の計画に基づいて復旧します。一定計画で復旧しようとする区間の8割以上が欠壊または河道埋塞した場合に採択されます。



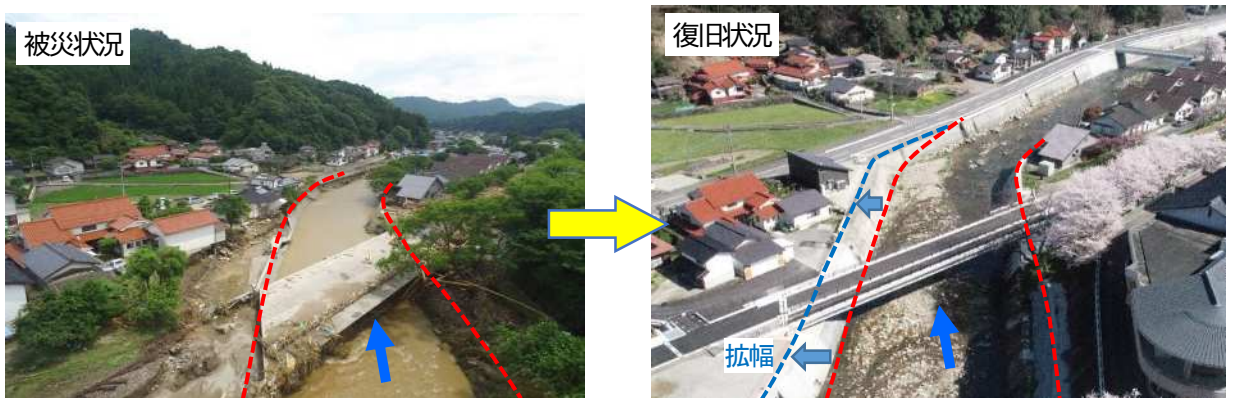
H29災 北川河川災害復旧工事（一定災）

③ 河川等災害関連事業【関連】・災害復旧助成事業【助成】

原形復旧だけでは再度災害の防止が十分でない場合、被災箇所の復旧に併せて河川の拡幅や堤防の嵩上げなどの改良を加えて復旧を行います。



<改良復旧イメージ>



H29災 大肥川災害復旧助成事業

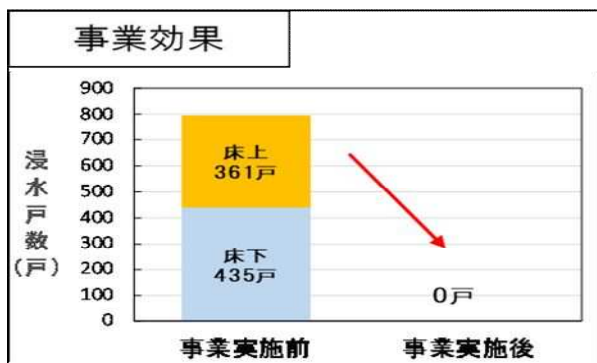
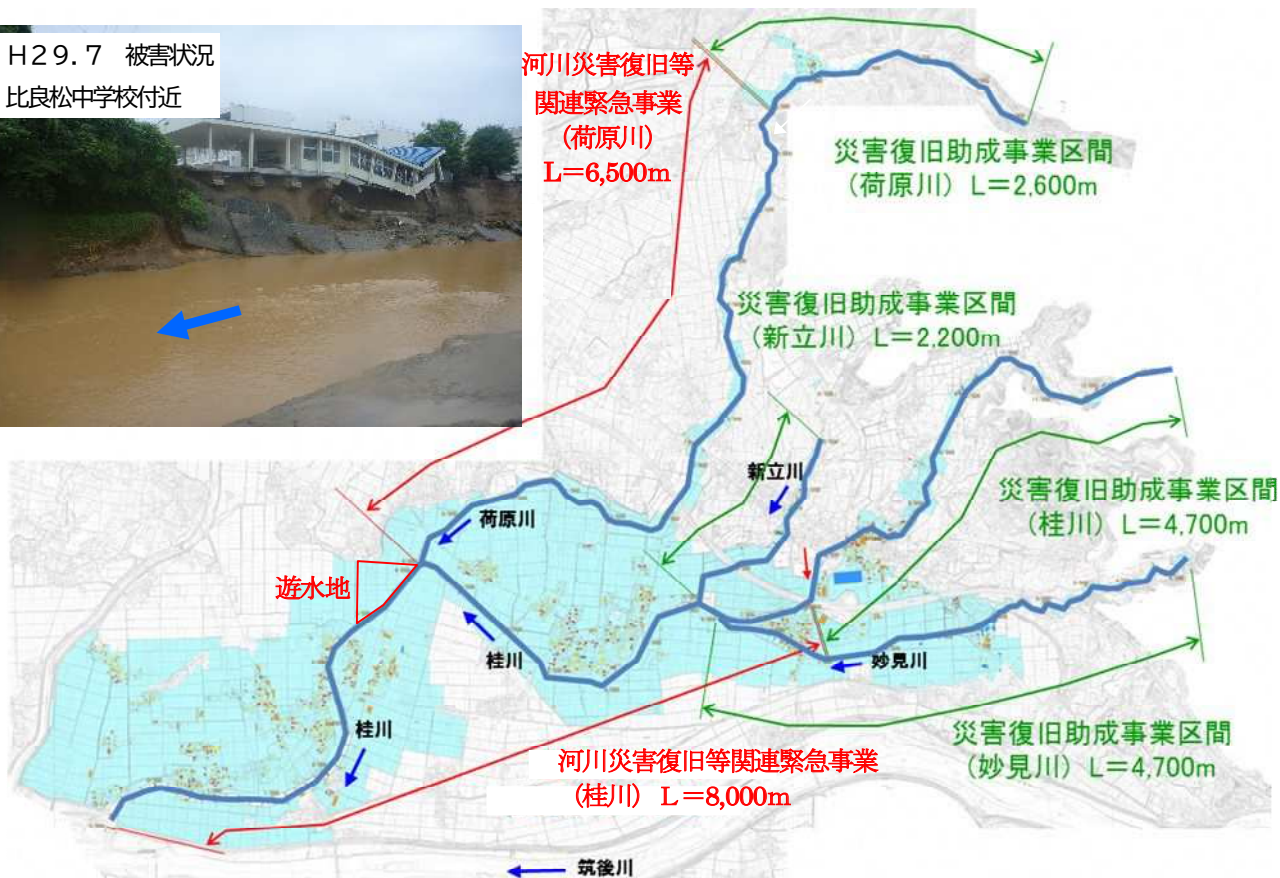
災害復旧助成事業を実施する場合は、多自然川づくりに関して広範な知識を有する『多自然川づくりアドバイザー』からの助言を受けながら、現況の河川環境の保全を図る工夫を行っています。



H29災 大肥川災害復旧助成事業における多自然川づくりの取組

イ 河川災害復旧等関連緊急事業

被災をもたらした洪水を対象とした改良復旧事業等を行う際に、その下流部で流量増加対策が必要となる区域について緊急的かつ集中的に改修工事を実施する事業です。



平成29年7月と同規模の洪水に対して浸水被害を防止

事業内容：築堤、河道掘削、遊水地整備、堰改築等  
事業期間：H29～R4

## ウ 広域河川改修事業（交付金事業）

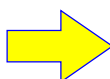
洪水・高潮等による災害の発生を防止し、適正な河川利用や流水の正常な機能の維持を図り、河川流域住民の生命・財産と県土を守ることを目的とする事業です。

### <多々良川>

糟屋郡、福岡市東部の市街地を流れる二級河川多々良川では、昭和54年の洪水を契機に、治水安全度の向上を図ることを目的として、護岸整備や堰改築等の河川改修を実施しています。



河川改修前



河川改修後

### <花宗川>

大川市、柳川市、大木町及び八女市を流れる一級河川花宗川では、昭和28年の洪水を契機に、浸水被害の軽減を図ることを目的として、築堤や橋梁架替等の河川改修を実施しています。



### <西川>

鞍手町を流れる一級河川西川では、平成21年の洪水を契機に、浸水被害の軽減を図ることを目的として、築堤や橋梁架替等の河川改修を実施しています。



エ 浸水対策重点地域緊急事業（交付金事業）

中小河川の氾濫により深刻な影響が生じた地域において、再度災害の防止等を図ることを目的に、防災・安全交付金で集中的な対策を実施する事業です。



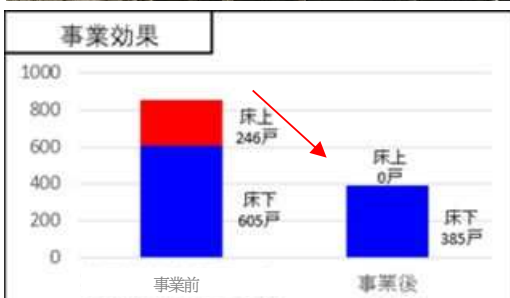
H30.7 浸水被害状況



R6.11 時点 施工状況  
池町川地下放水路



R6.11 時点 施工状況  
池町川地下調節池



事業内容：地下調節池、地下放水路、排水機場 等  
事業期間：R 2～R 7

国・県・市の各事業により、内水確率1/10の洪水に対して浸水被害を軽減

金丸川・池町川 浸水対策重点地域緊急事業





(スマートフォン用画面)

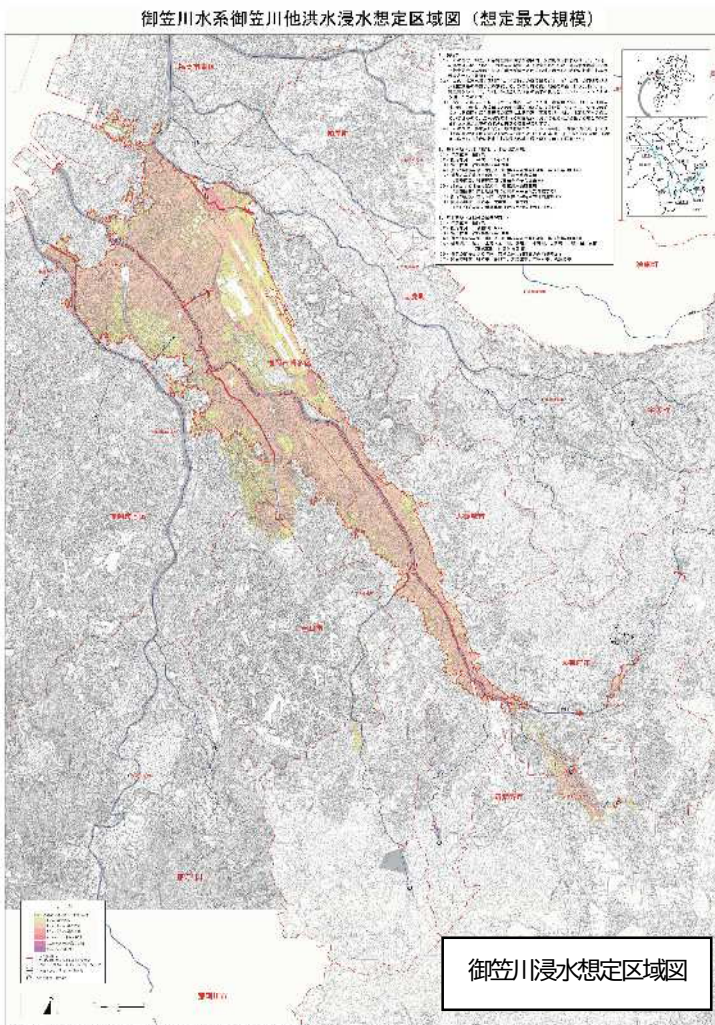
スマートフォン用ページ ↓

<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sp/>



### イ 情報基盤総合整備事業（洪水浸水想定区域図）

県民の方々に、平時から水害リスクを認識してもらうため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される範囲や水深等を示す「洪水浸水想定区域図」を333河川すべて公表しております。



図面のPDFデータについては、

県庁ホームページ ↓

[https://www.pref.fukuoka.lg.jp/\\_contents/sinsui-soutei.html](https://www.pref.fukuoka.lg.jp/_contents/sinsui-soutei.html)



地図上で浸水範囲や浸水深を確認したい場合は、

福岡県総合防災情報システム GIS ↓

<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/info/top?tab=2>



### (3) 流域治水

#### ○流域治水の概要

平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和5年梅雨前線豪雨および令和7年8月の大雨等、近年、全国各地において激甚な水災害が頻発しており、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水災害の激甚化・頻発化が予測されています。

こうした背景から、河川整備等の加速化を図るとともに、国・都道府県・市町村、地元企業や住民などあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進する必要があります。

流域治水とは、地域の特性に応じ、

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

②被害対象を減少させるための対策

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

をハード・ソフト一体で多層的に進めるものです。



#### ①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川改修（河道掘削、堤防整備、遊水地整備等）
- ・雨水貯留・排水施設の整備
- ・学校グラウンド・公園等の治水利用
- ・ため池の事前放流
- ・水田の貯留機能向上
- ・クリークの先行排水
- ・可搬式排水ポンプ整備
- ・逆流防止ゲートの設置
- ・開発行為に係る雨水貯留・浸透施設設置の義務付けなど

#### ②被害対象を減少させるための対策

- ・立地適正化計画の策定・見直し
- ・公共施設電気等設備のかさ上げ
- ・高台整備 など

#### ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・水位計・監視カメラの設置
- ・ハザードマップの作成
- ・避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立
- ・避難所の浸水対策による機能維持
- ・防災教育や避難訓練等の実施
- ・氾濫水の早期排水や迅速な復旧のための備え
- ・排水ポンプ車の配備 など

流域内のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」のイメージ

## ○流域治水プロジェクト

福岡県では、県内4つの一級水系では水系ごと、県内52の二級水系では圏域ごとに流域治水協議会を設立し、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行っています。この協議会には、各機関から、土木部局、防災部局、農政部局、都市計画部局、教育部局等のあらゆる関係者が参画しています。

また、協議会ごとに「流域治水プロジェクト」を策定・公表しており、流域治水の取組を推進しています。「流域治水プロジェクト」とは、あらゆる関係者が一体となって取り組む流域治水対策の全体像を示したもので、位置図、ロードマップ、取り組みの紹介により構成されています。

このプロジェクトに基づき、流域内のあらゆる関係者と一体となって流域治水を推進し、防災・減災・県土の強靱化の取組を進めています。



福岡県内の流域治水協議会圏域図



2級水系「流域治水プロジェクト」のイメージ

## ○特定都市河川浸水被害対策法の概要

特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定されました。

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化したことを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして、令和3年に改正され、市街化が著しい都市河川のみならず、地方部の河川を含む全国の河川に対象が拡大されました。

「特定都市河川」に指定することで、河川改修などのハード整備が促進されることに加え、土地利用が強化されることで、河川への流出を抑制することになり、流域一体となった流域治水の取組を強力に推進することが可能となります。

福岡県では、筑後川水系の金丸川・池町川、下弓削川において、令和6年12月24日に、県内で初めて、指定を行いました。また、国では、筑後川水系の巨瀬川等の計9河川において、令和7年12月23日に指定を行いました。

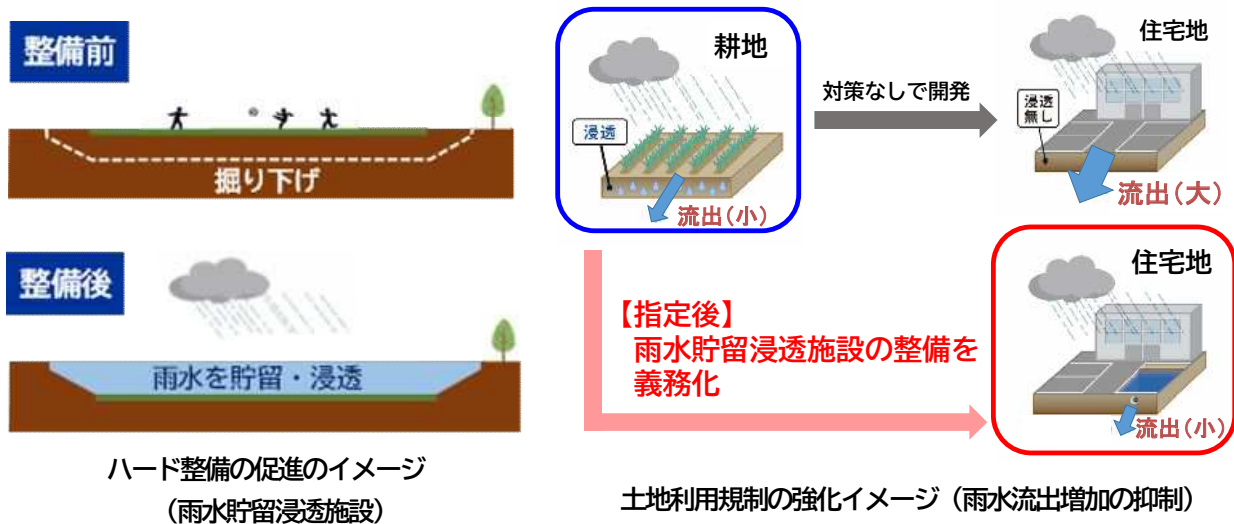
今後、浸水被害が頻発しているその他の県管理河川についても、特定都市河川の指定の検討を進めていきます。

### ア ハード整備の促進

河川改修、雨水貯留浸透施設の整備などにより、浸水被害を防止します。

### イ 土地利用規制の強化

雨水流出増を伴う開発等の行為（1000㎡以上）に対して、調整池等の雨水貯留浸透施設の整備を義務付け、雨水流出の増加を抑制します。



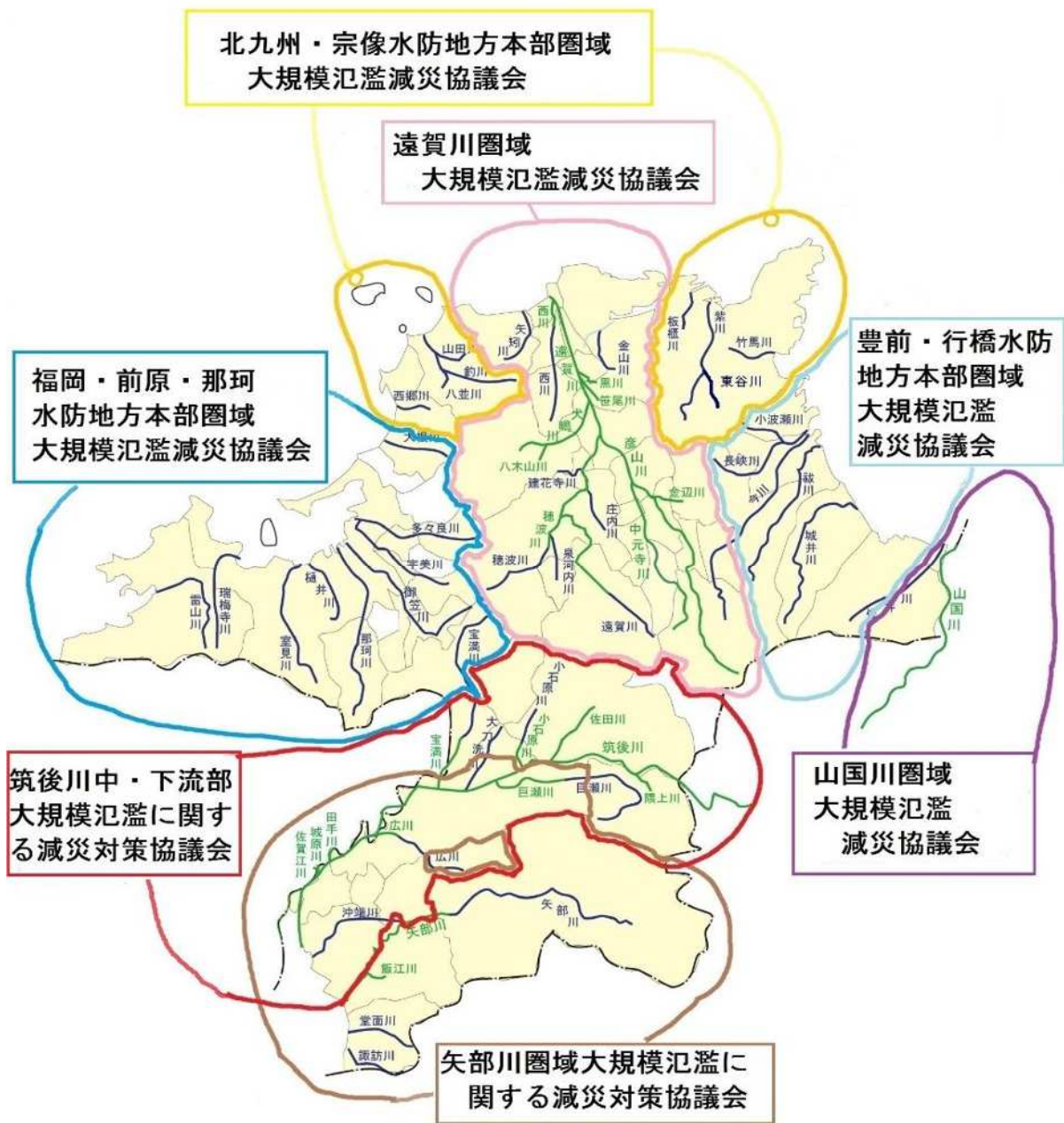
特定都市河川位置図

○大規模氾濫減災協議会

本協議会は、洪水氾濫による被害を軽減するため、气象台、県、市町村が連携し、総合的かつ一体的に推進することを目的として、平成29年に設置されました。

協議会では毎年、取り組み内容の情報提供や情報共有を行い、防災・減災に取り組んでいます。

大規模氾濫減災協議会での取組	
■防災学習の推進	■水害リスク情報の提供
■避難体制等の強化	■経済被害の軽減
■防災情報、避難体制の検討・連携強化	■取り組みのフォローアップ



福岡県内の大規模氾濫減災協議会圏域図

#### (4) その他の取組（排水ポンプ車）

##### ア 排水ポンプ車について

洪水時に浸水被害が発生した現場に速やかに出動し、排水作業を行うことにより、被害の軽減を図る車両です。令和元年8月の大雨の際、国の排水ポンプ車が浸水被害の軽減に寄与したことを踏まえ、令和2年6月に九州の県としては“初”となる排水ポンプ車を導入しました。



排水ポンプ車（直方県土整備事務所）

##### 排水ポンプ車の導入状況

導入年月	台数	配備地域
令和2年6月	1台	筑後北部① ※九州の県で初の導入
令和3年6月	5台	福岡①、北九州①、筑豊①、筑後北部②、筑後南部①
令和4年7月	6台	福岡②、北九州②、筑豊②、筑後北部③④、筑後南部②
合計	12台	2台：福岡・北九州・筑豊・筑後南部、4台：筑後北部

##### イ 排水ポンプ車の出動実績

##### 出動実績一覧表

出動時期	保有台数	稼働台数	出動地域	備考
令和2年7月	1台	1台	久留米市	
令和3年8月	6台	6台	久留米市 八女市 飯塚市 宮若市	久留米市：他事務所からの広域運用有
令和4年7月	12台	2台	久留米市 みやま市	
令和5年8月	12台	7台	糸島市 久留米市 小郡市 飯塚市 大川市 朝倉市	
令和6年7月	12台	1台	久留米市	



陣屋川（久留米市北野町）における排水状況 令和2年7月8日

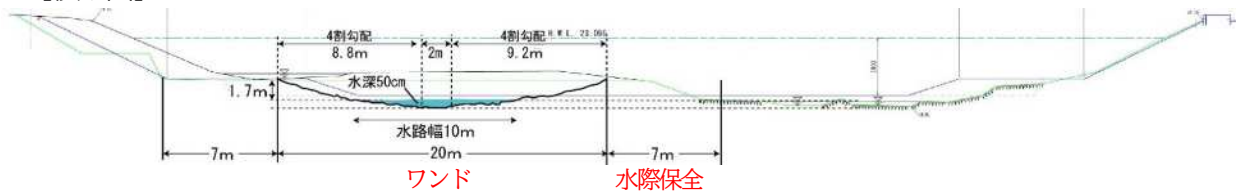
## 5 河川環境の整備と保全

河川が本来有する役割は、既得用水等の安定取水、景観、漁業、地下水の維持、塩害の防止、流水の清潔の保持、そして動植物の生息・生育地の保護等があり、これら河川が持つ各種の公利を維持するため、河川管理者には河川の流水を質・量ともに確保することを求められています。

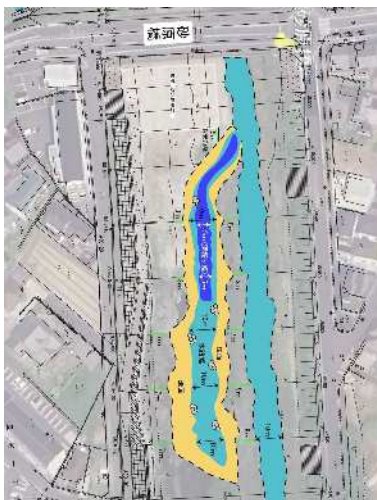
近年は、水辺の動植物などの豊かな自然環境を残し、潤いのある生活環境の舞台として従来の河川が保持していた正常な水循環保持としての役割が河川に求められており、そのため、工事中に環境に配慮するとともに、「多自然川づくり」「魚道の設置」など河川環境の整備・保全や、環境に配慮した工法による工事を行っています。

また、河川の上流に建設されているダムには、貯めた水を下流に補給して河川流況を安定させる役割を持つダムもあります。

【横断面図】



紫川では、平成21年、22年の大規模な災害を受けて河川改修事業を行っている。当箇所は環境調査の結果、希少種の生息が確認されたこともあり、専門家の意見を聞き環境に配慮しながら工事を実施しました。



### (1) 郷土の水辺整備事業

この事業は、河川の自然環境や景観を活かし、親水性に富んだ川づくりを進めるための護岸、遊歩道、階段、坂路等の整備を行うものです。

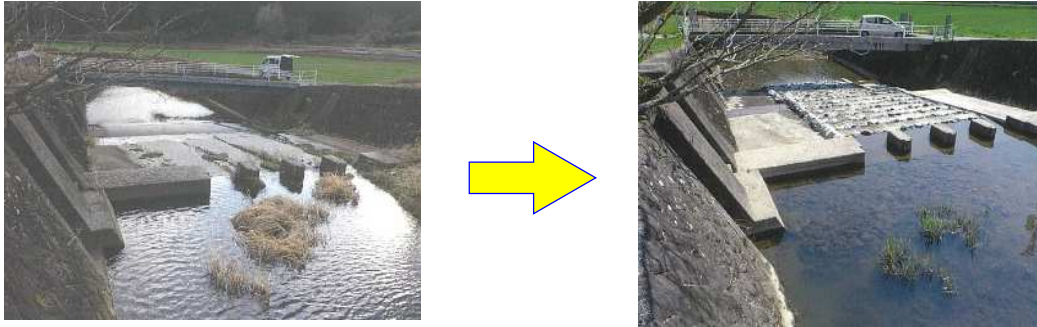


室見川郷土の水辺整備事業

## (2) ふれあいの川づくり事業

この事業は、生態系に配慮した川づくりの一環として、回遊魚等が移動しやすいように、遡上が困難な横断工作物に魚道の整備を行うものです。

また、魚道の整備を効果的に行うため、優先的に整備する河川を選定し、簡易な整備手法を用いています。



猪位金川ふれあいの川づくり事業

## (3) 地域の賑わいを創出する川づくり

流域の関係者と一体となった良好な水辺空間の整備により、地域の魅力を向上させ、賑わい交流を創出するものです。



野鳥川（朝倉市）

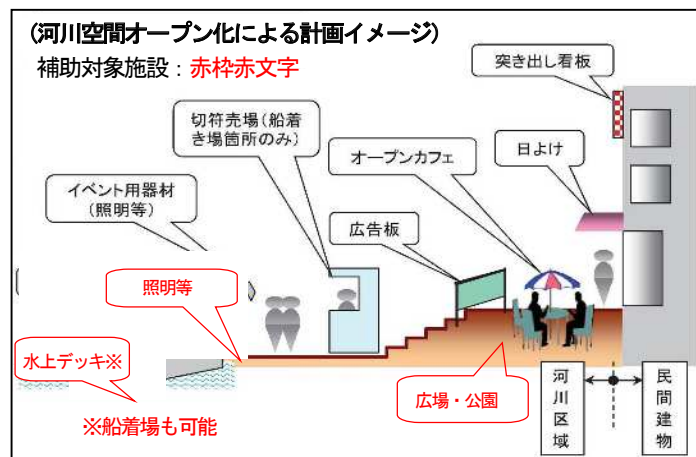


那珂川（福岡市）

## (4) 賑わい愛されるふるさとの川づくり推進事業

この事業は、河川空間のオープン化を進め、快適で魅力あふれる河川空間を形成することで、賑わいを創出し地域の活性化を図るものです。

市町村が行う魅力あふれる河川空間を形成するための照明や水上デッキ等の整備費用の一部を補助します。



## 6 河川愛護意識の普及（クリーンリバー推進事業）

豊かで潤いのある河川環境の整備・保全是、地域住民の深い理解があってはじめて達せられるものです。福岡県では、昭和46年度から、7月を「河川愛護月間」として、河川の美化愛護意識を広く県民に浸透させるとともに、河川の清掃、除草を行っているボランティア団体、企業等への支援を行っています。

### (1) 河川愛護活動への支援

#### ア クリーンリバー推進対策事業

県内各地において、県民のボランティア活動として河川清掃や除草等の河川愛護活動が盛んに行われています。県では、河川愛護団体の登録制度を設け、河川愛護活動中における事故救済のための保険への加入や報償金の支給、リモコン式草刈機の貸出し等の支援を行っています。



リモコン式草刈機の操作講習の様子

#### イ 企業協働河川愛護事業

平成20年度から企業協働河川愛護事業として、自ら河川愛護活動を実施する企業や河川愛護団体の活動が円滑に実施できるよう、河川敷の整備（伐木・抜根・整地など）に協力する企業を募集しています。

#### ウ 活動情報の周知

河川愛護団体等の活動を紹介するPR動画を作成し、YouTube等で広告を行います。

また、活動情報を紹介するホームページを開設し、愛護団体の活動箇所・内容、県の支援内容などを分かりやすく掲載することで、県民の皆さまへの周知を進めます。



活動情報紹介サイト「河川愛護ナビ」

URL: <https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/kasenaigo/>



#### エ 交流イベントの開催

愛護団体間で課題や好事例を共有できる意見交換を促進するとともに、河川の機能保全、河川愛護等に特に力を尽くした功労者を表彰する交流イベントを、道路・海岸と合同で開催します。



功労者の表彰

## (2) 河川愛護月間事業

### ア 河川愛護絵画コンクール

河川愛護意識の高揚を図るため、小学校児童による絵画コンクールを実施し、優秀作品を表彰します。

#### <令和7年度河川愛護絵画コンクール 特等作品>



久山町立久原小学校  
1年 松井 心花 さん



豊前市立千束小学校  
4年 木下 心路 さん



豊前市立合岩小学校  
6年 青山 千紗 さん

### イ 街頭広報キャンペーン

県内4つの地域（福岡・北九州・久留米・飯塚）において、街頭でのチラシ配布や、地域イベントへの参加を通じて河川愛護意識の啓発活動を行います。

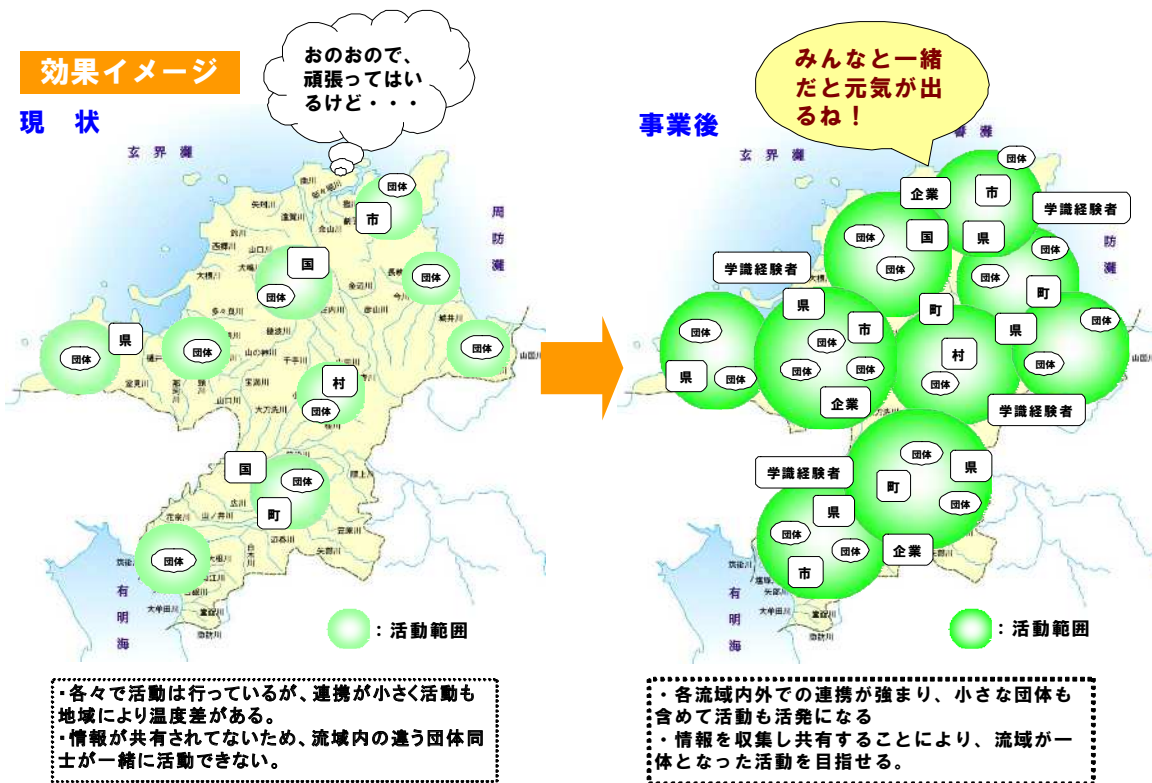


### (3) 川のネットワーク推進事業

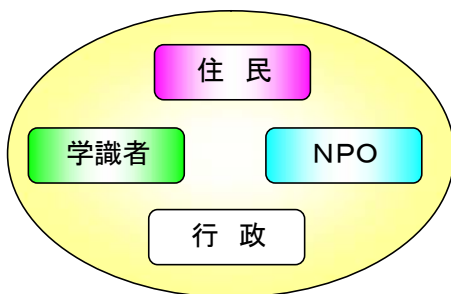
県では、川のネットワーク推進事業の一環として、「水」に関わる活動を行っている活動団体や企業、学校、行政間の「交流」と「連携」をテーマとした「ふくおか水もり自慢！」を年1回、福岡・北九州・筑豊・筑後の4ブロック持ち回りで実施しています。行政も日頃の事業に関する紹介をするとともに、住民の考えや取組を知る良い機会となっており、多くの関係職員の参加が期待されています。

また、毎年10月を「ふくおか川の大掃除」推進月間、10月第4日曜日を統一活動日とし、河川愛護団体・県土整備事務所（支所）を中心に河川の一斉清掃を実施しており、地域住民・市民団体・行政などが一体となって、良好な河川環境の保全、再生に取り組んでいます。

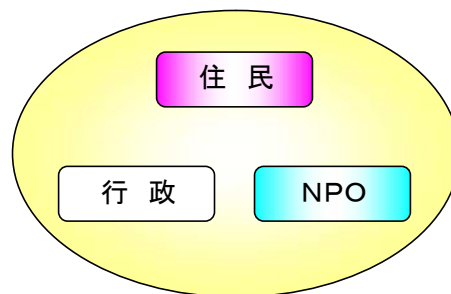
### 川のネットワーク推進事業



### ふくおか水もり自慢



### ふくおか川の大掃除



## 第22回 ふくおか水もり自慢! in くるめ

○令和8年3月15日(日) 久留米大学(久留米市)で開催



基調講演の様子



活動団体による発表の様子

## 第21回 ふくおか川の大掃除

○令和7年10月26日(日) 重点実施河川の二級河川釣川水系山田川(宗像市)で大掃除を実施



開催年度	直近5年間のふくおか水もり自慢! (開催地区)		直近5年間のふくおか川の大掃除(重点実施河川)	
令和3年度	第18回 筑後ブロック	朝倉市	第17回欠番	—
令和4年度	第19回 北九州ブロック	北九州市	第18回 板櫃川	北九州市
令和5年度	第20回 筑豊ブロック	嘉麻市	第19回 御笠川	大野城市
令和6年度	第21回 福岡ブロック	福岡市	第20回 篠間川	岡垣町
令和7年度	第22回 筑後ブロック	久留米市	第21回 山田川	宗像市

#### (4) ふくおか水辺の安全講座

子ども達に川の危険性や水辺で安全に遊ぶ方法を知ってもらうため、平成21年度から小中学生を対象に「ふくおか水辺の安全講座」を開催しています。

講座では、天候の急変などによる急激な増水の危険性や水辺の危険箇所について学ぶほか、実際に川に行き、ライフジャケットの着用やロープを使ったレスキュー方法などを体験します。このほか、川の生き物観察やカヌー乗り体験もあります。



ロープを使ったレスキュー方法の体験



カヌー乗り体験

#### <令和7年度開催状況>

No	開催日	施設	河川名
1	7月27日(日)	福津市南町公民館	西郷川
2	7月28日(月)	古賀市立古賀西小学校体育館	大根川
3	7月30日(水)	八女市黒木西小学校	矢部川
4	8月2日(土)	糸島市川付公民館	長野川
5	8月4日(月)	福岡市立横手中学校	那珂川
6	8月6日(水)	北九州市立今町市民センター	紫川

#### (5) 水難事故防止の取組

水難事故を未然に防ぐことを目的に、「川の安全利用ガイドブック」の配布を行っています。

また、県管理河川における57河川162の危険箇所に、ピクトグラムを活用した分かりやすい注意喚起看板と救命浮環を設置しています。



<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kawanoanzenriyou.html>



看板と救命浮環の設置例